

# 一般社団法人 学術著作権協会

## 使用料規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 学術著作権協会（以下「当協会」という。）が著作権を管理する内外国の著作物（以下「管理著作物」という。）を利用許諾する場合の使用料額を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「利用者」とは、当協会との間で本規程に定める利用許諾契約を締結した個人又は団体をいう。
- (2) 「電磁的記録媒体」とは、電子的方式、電磁的方式のほか人の知覚をもって認識することのできない方式により管理著作物を記録する媒体をいう。
- (3) 「紙等媒体」とは、紙、フィルムその他前号に規定する方式以外の方式により管理著作物を記録する媒体をいう。
- (4) 「複製複製」とは、管理著作物の全部又は一部を、単独で、かつ、その内容及び形式に変更を加えずに有形的に複製することをいう。
- (5) 「転載複製」とは、説明、報告、紹介その他の目的で、論文等の一部を構成する管理著作物（論文等に含まれる図表、写真等を含む。）を利用者自身が作成する資料等（紙等媒体であるか電磁的記録媒体であるかを問わない。）に有形的に複製することをいう。
- (6) 「AI利用」とは、管理著作物の全部又は一部をAI（Artificial Intelligence：人工知能、以下「AI」という。）による機械学習の用に供する目的で有形的に複製し、若しくはAIによる機械学習の用に供し、又は機械学習したAIにより生成物を生成することをいう。
- (7) 「国内管理著作物」とは、当協会の管理委託契約約款に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。
- (8) 「海外管理著作物」とは、海外の複製権機構その他の団体との間で締結した著作権管理契約に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。
- (9) 「従業員等」とは、利用者（利用許諾契約において管理著作物の利用範囲を利用者の子会社又は関連会社にまで拡大したときは、当該子会社又は関連会社を含む。）の役員、従業員、派遣社員その他利用者の管理下において利用者の事業のために労務を提供する者をいう。
- (10) 「内部利用目的」とは、管理著作物の複製複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者の内部における利用にのみ供する目的をいう。
- (11) 「外部利用目的」とは、紙等媒体に複製複製された管理著作物を利用者以外の者に譲渡又は貸与（以下、譲渡及び貸与を併せて「頒布」という。）し、又は電磁的記録媒体に複製複製された管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して、従業員等以外の者の閲覧又は保管に供する目的をいう。

#### (利用許諾契約)

第3条 管理著作物の利用許諾を得ようとする者は、本規程に定めるいずれかの方式により当協会と利用許諾契約を締結しなければならない。

2 前項に定める利用許諾契約の方式は、次の通りとする。

(1) 個別の利用許諾契約

許諾の対象となる管理著作物を特定して利用許諾を行う契約

(2) 包括的利用許諾契約

許諾の対象となる管理著作物を特定せず、当該利用分野において利用許諾が可能なすべての管理著作物の利用を包括的に許諾する契約

## 第2章 基本複写複製使用料等

(基本複写複製使用料)

第4条 管理著作物を紙等媒体に複製（第3章以下に規定する契約に基づく複製を除く。）する場合の使用料（以下「基本複写複製使用料」という。）は、管理著作物の種類及び複写複製の目的に応じて複製1頁当たりそれぞれ下表の通りとする。ただし、当協会との管理委託契約において委託者が使用料の額を決定することとされている管理著作物（以下「非一任型管理著作物」という。）の基本複写複製使用料は、当該委託者（以下「管理委託者」という。）が決定した額とする。

表 基本複写複製使用料

管理著作物	複写複製の目的	基本複写複製使用料
国内管理著作物	内部利用目的	12円/頁
	外部利用目的	24円/頁
海外管理著作物	内部利用目的	90円/頁
	外部利用目的	150円/頁

(国内管理著作物の電子化利用に係る使用料)

第4条の2 国内管理著作物を次の各号に掲げる方法で電磁的記録媒体に複写複製して利用する場合の使用料は、当該各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。

(1) 利用者が有するタブレットやコンピューター等に保存して、当該タブレットやコンピューター等を用いて利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客等の不特定の者（以下「顧客等」という。）に上映（スライド・動画等による提示を含む。）する場合の使用料は、1著作物（学会誌など複数の論文・記事等で構成される書籍等にあつては、その論文・記事毎に1著作物とし、その他の書籍等においてはその1章毎に1著作物とする。本条及び第7条において同じ。）1上映当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。

(2) 電子メール、チャットツールその他メッセージングアプリに添付する等して顧客等に対して公衆送信をする場合の使用料は、1著作物1送信当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。

(3) ウェブサイトに掲載して公衆送信する場合の使用料は、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、以下の通りとする。

視聴者の限定あり 1著作物1年間当たり200,000円

視聴者の限定なし 1著作物1年間当たり300,000円

(4) 利用者が保有するサーバ（ネットワークを通じて利用者の事業所内の他のコンピューターにファイルやデータを提供する機能を有するコンピューターをいう。）に保存して、利用者の従業

員の閲覧等の用に供する場合の使用料は、別表 1 に業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に利用者の従業員等の数を乗じて得た額とする。

(包括的利用許諾契約における使用料額算出方法)

第 5 条 利用者が前 2 条に規定する管理著作物の利用につき包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料額は、次のいずれかの方式により算出される額又は 10,000 円のいずれか多い額とする。

- (1) 全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての利用（複写複製した著作物、並びに第 4 条の 2 第 1 号及び第 2 号の利用においては複写複製した著作物の上映ないし送信の回数及び顧客等の数、同条第 3 号の利用においては視聴者の限定の有無、同条第 4 号の利用においては利用者の従業員等の数。次号において同じ。）につき利用者から報告を受け、当該報告内容に前条各号の規定を適用して算出した額。
- (2) 実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の 5 週間に行われたすべての管理著作物の利用につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製頁数の 10 倍に基本複写複製使用料を乗じて算出した額。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、利用者の属する団体との間に特別の協定がある場合には、当該団体に属する利用者は、当該団体と当協会との協定に定めた方法で行う実態調査に基づいて把握した管理著作物の複写複製量に基づき使用料額を算出することができる。
- 3 実態調査方式による包括的利用許諾契約を締結する利用者は、実態調査の実施に便宜を図り、全面的に協力しなければならない。
- 4 当協会が利用者からの全量報告の内容又は実態調査の結果につき確認する必要があると判断したときは、利用者は当協会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。

### 第 3 章 特別な複写複製利用許諾契約の使用料

(JAC デジタル著作権利用許諾契約の使用料)

第 6 条 利用者に対して次の各号に掲げる管理著作物の利用を包括的に許諾する契約（以下「JAC デジタル著作権利用許諾契約」という。）の使用料は、別表 2 に業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に利用者の従業員等の数を乗じて得た額、又は同表に掲げる最低使用料の額のいずれか多い額とする。

- (1) 内部利用目的による電磁的記録媒体又は紙等媒体への複写複製又は A I 利用。ただし、紙等媒体の管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製又は A I 利用することができるのは、電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を市場において入手できない場合に限る。
  - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公共団体に対する各種申請又は届出を目的とする複写複製並びに当該公共団体への頒布及び送信
  - (3) 利用者（利用許諾契約において利用許諾の範囲を関連会社にまで拡大したときは、当該関連会社を含む。以下、本条において同じ。）の製品又はサービスに関する情報を提供する目的で、利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客からの要求に応じて、利用者による電磁的記録媒体又は紙等媒体に複写複製した複製物を 1 部に限り供すること。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる行為は JAC デジタル著作権利用許諾契約の範囲外とする。
- (1) 書籍、雑誌、新聞、定期刊行物等（以下、本条において「書籍等」という。）の実質的全部を複写複製すること。

- (2) AI 利用生成物における要約、分析等を除き、変形、翻案等の改変をすること。
- (3) 前項(2)及び(3)に掲げる以外の複写複製物を第三者に提供すること。
- (4) AI 利用生成物を利用者の顧客向けの製品若しくはサービスに利用すること又は第三者に提供すること。
- (5) 書籍等の購読又は購入に実質的に取って代える目的で複写複製又はAI 利用すること。
- (6) 継続的かつ反復的に複写複製し又は頒布すること。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2第1項に基づく情報の提供など、利用者の日常的業務として反復継続的に情報を提供すること。
- (8) 上記に掲げるものの他、当該複製の態様が当該著作物の通常の利用を妨げ、著作権者の正当な利益を不当に害すると認められる行為

(文献提供許諾契約の使用料)

第7条 他人の委託を受け、学術文献その他の著作物につき、その複写複製物を頒布し又は送信の方法により当該他人(以下「複写複製等委託者」という。)に提供することを業とする機関(以下「文献提供機関」という。)が行う管理著作物の複写複製又は送信(送信行為により必然的に生じる送信先における1複製を含む。)に係る利用許諾契約(文献提供許諾契約)の使用料は、利用態様及び管理著作物の種類に応じてそれぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。

- (1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁当たりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額
- (2) 複写複製等委託者に対して国内管理著作物の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又は国内管理著作物をファクシミリ以外の方法で送信する場合  
1 著作物当たり500円
- (3) 複写複製等委託者に対して海外管理著作物(ただし、電磁的記録媒体への複製の利用許諾が可能とされている著作物に限る。)の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ以外の方法で送信する場合  
管理委託者が決定した額

2 文献提供機関は、当協会との間で第5条第1項第1号に定める方式により包括的利用許諾契約を締結することができる。

#### 第4章 転載複製使用料

(資料等を転載複製して頒布する場合の使用料)

第8条 国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ。)当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。

表 資料等を転載複製して頒布する場合の使用料

利用部数	使用料(1転載当たり)
1~5,000部	60,000円
5,001~10,000部	85,000円

10,001部以上	85,000円から5,000部毎に 25,000円ずつ増加
-----------	----------------------------------

(資料等を転載複製して上映・公衆送信する場合の使用料)

第9条 国内管理著作物を転載複製して資料等を上映又は送信する場合の使用料は、国内管理著作物の利用方法、利用期間、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、管理著作物の1転載当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。

表 資料等を転載複製して上映・公衆送信する場合の使用料

利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載当たり)
スライド・動画等による上映	1年間		95,000円
	期限なし		120,000円
ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円
		なし	300,000円
	期限なし	あり	600,000円
		なし	900,000円
アプリの配信	期限なし		500,000円

- 国内管理著作物を転載複製して資料等を放送する場合の使用料は、放送の回数に管理著作物の1転載当たり30,000円を乗じた額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。
- 前項の使用料については、放送される地域の受信世帯数に応じて別途定める放送局類別取扱細則に基づき減額することができる。

(営利を目的とせず対価を得ない場合の使用料)

第10条 前2条における使用料については、営利を目的としない法人又は個人が資料等の譲受人又は視聴者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合には半額とする。

## 第5章 その他

(協議により定める使用料)

第11条 本規程の第2章、第3章又は第4章の規定を適用することができない利用方法により管理著作物を利用する場合は、著作物利用の目的、態様その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額を定めることができる。

2026年4月1日改正附則

(施行期日)

第1条 この規程は、2026年4月1日から実施する。

(複写目的電子化契約の使用料の削除に伴う経過措置)

第2条 2026年4月1日の時点において現に複写目的電子化契約を締結している利用者については、改正前の第8条(複写目的電子化の使用料)の削除にかかわらず、現に締結している複写目的電子化契約に基づく改正前の使用料を2027年3月31日まで適用する。

別表 1

階層	業種区分	従業員等一人当たり年間 使用料単価
1.	消費者サービス	230円
	卸売、小売業	
	衣服、繊維、アパレル等	
	運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	
2.	ビジネスサービス	500円
	一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む）	
	会員機関	
	建設	
	電機、電子機器	
	電気、ガス会社	
	航法、誘導装置	
	機械	
	農業、食物、たばこ	
	木材、紙、その他関連製品	
	石材、粘土、ガラス	
ゴム製品		
3.	航空機、航空宇宙	650円
	電子部品	
	科学機器	
	ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	
4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計	950円
	証券、商品仲介業者	
	化学製品	
	燃料	
	出版	
	遠隔通信サービス コンサルティング、（非科学的）研究	
5.	科学研究	2,100円
	製薬、ヘルスケア	

別表 2

階層	業種区分	従業員等一人当たり年間 使用料単価
1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	680円
2.	ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械 農業、食物、たばこ 木材、紙、その他関連製品 石材、粘土、ガラス ゴム製品	1,500円
3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	1,950円
4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品 燃料 出版 遠隔通信サービス コンサルティング、（非科学的）研究	2,850円
5.	科学研究 製薬、ヘルスケア	6,300円
最低使用料		本表で算出した年間 使用料額が200,0 00円を下回る場合 は、200,000円 とする。ただし、利用 者が営利を目的としな い法人の場合は、10 0,000円とする。